

7月11日(日)は、参議院議員選挙の投票日です。私たちの未来を託すこの選挙に、あなたの貴重な一票を有効に生かしましょう。今回の選挙から、公職選挙法の改正により、「期日前投票制度」の導入、郵便投票の一部緩和等があります。

### 投票できる方

投票するためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。以前に日野市で投票したことのある方は、住所などの異動がない限りそのまま登録されています。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、昭和59年7月12日までに生まれた方で、平成16年3月23日までに日野市に転入届を出し、6月23日まで引き続き日野市に住んでいる方です。

### 投票所、投票場所が一部変更になります

今回の選挙から夢が丘小投票所は、旧程久保小に変更になります。また、一中は、体育館が工事のため投票場所が柔道室に変更になります。

### 日野市に転入、転居された方

平成16年3月24日以降に転入届を出した方は、日野市の選挙人名簿には登録されません。前住所地の選挙人名簿に登録されていたれば前住所地で投票できます。詳しくは前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

6月10日までに転居届を出した方は、新しい住所地の投票所で投票してください。6月11日以降に転居届を出した方は、前

の住所地の投票所で投票してください。詳しくは日野市選挙管理委員会にお問い合わせください。

### 入場券は世帯ごとに封書で

投票所入場券は、世帯ごとに封書で6月25日ころまでに郵送しました。一つの封筒に世帯全員の入場券が入っていますのでお確かめください。

入場券を紛失した場合は、当日再発行を受けてから投票することができません。その際、保険証・運転免許証等の身分証明書を忘れずにご持参ください。

### 期日前投票

期日前投票は、従来の不在者

# 参議院議員選挙

## 伝えよう

### 自分の意志を投票で!

- ▽投票日 7月11日(日)
- ▽投票時間 午前7時～午後8時



前8時30分～午後5時  
いずれも 持ち物 投票所入場券

### 不在者投票

長期不在者は、滞在地の選挙管理委員会へ、指定病院等に入院している方はその病院等でそれぞれいまままでどおり不在者投票ができます。

不在者投票についても投票開始日が公示日の翌日になります。

### 代理投票・点字投票

投票日当日、身体に障害があるなどの理由で記載が困難な方は、係員がお手伝いします。投票

### 郵便等による投票の代理投票

郵便等による不在者投票において、自分で投票の記載をすることができない方は、代理人に記載をさせることができます。

該当される方は、「郵便投票証明書」のほかに代理記載人になるべき者の届出が必要ですので、お早めに選挙管理委員会に申請してください。

### 在外選挙人名簿登録者は帰国投票ができます

日野市の在外選挙人名簿に登録されている方で一時帰国をしていて国内に住所を移したあと国内の選挙人名簿に登録されていない方は比例代表選出の選挙に限り在外選挙人証を提示して投票することができます。

- (1) 期日前投票(市役所5階504会議室)：7月10日(土)までの午前8時30分～午後8時
- (2) 投票日当日(南平小)：7月11日(日)午前7時～午後8時

### 公報は全戸配布

選挙公報は、7月9日(金)までに全戸に配布します。市役所、七生支所、豊田駅連絡所にも備えてありますのでご利用ください。

### 南平体育館で即日開票

開票は、投票日の午後9時から南平体育館(南平4の23の1)で行います。

なお、都選管の開票速報を日野市ホームページ(<http://www.city.hino.tokyo.jp/>)からお伝えする予定です。

以上、「問合せ先」日野市選挙管理委員会事務局

## 平成15年度

# 日野市福祉オンブズ パーソンの活動報告

福祉オンブズパーソンは、保健福祉に関する市民からの苦情を第三者の立場で調査し、その結果に応じて、市などに対してサービス内容を改善するよう申し入れるなど、迅速に対応しています。

今号では、福祉オンブズパーソンの平成15年4月1日～平成16年3月31日の活動状況についてお知らせします。

## 福祉オンブズ パーソンの活動

保健福祉の専門知識のある方を議会の同意を得て、市長が福祉オンブズパーソンに委嘱します。

福祉オンブズパーソンは、公正中立な立場で市民の権利や利益を守る人として、公正かつ適正に調査・判断を行います。職務上知り得た秘密は厳守します。

### 活動状況

苦情の申し立ては、10月に1件ありました。また、制度についての問い合わせが8件、その他受付状況、処理状況は別表(表1～4)のとおりです。



### 申し立てができる苦情の内容

自分が受けた市や市が財政・人的支援を行っている団体(実施機関)の保健福祉サービスの具体的な内容について、苦情の申し立てができます。

ただし、次の内容については申し立てできません。  
①事実のあった日から2年を経過したもの  
②判決・裁決などにより確定した事項  
③現に判決、裁決などを求め係争中の事項  
④福祉オンブズパーソンによる苦情の処理が終了している事項

調査の結果、福祉オンブズパーソンが生かします

### ●苦情申立受付状況(表1)

件名	件数
苦情申し立て	1
制度についての問い合わせ	8
その他の相談	38
他の制度を紹介	14
計	61

### ●苦情申立受付件数(表2)

区分	受付件数	市以外の機関
10月	1	1
計	1	1

### ●苦情申立処理状況(表3)

処理状況	区分	市以外の機関
苦情申立人に結果通知		1
計		1

### ●苦情申立と処理の概要(表4)

申立受付	申立内容	結論	調査結果
施設からの念書提出要求	①施設は、親が退所する期日を明記した念書の提出を求めないでほしい ②施設は、親が入所中ながあっても責任をとらない旨の念書の提出を求めないでほしい	本件調査を打ち切りました	①及び②の件について、調査中に施設が申立人の意向を了承し、念書の提出を求めないことになったため、調査を継続する必要性がなくなったので、本件調査を打ち切りました

パーソンが必要と認めるときは、実施機関に対してサービスの決定や内容を是正するよう勧告したり、制度を改善するよう提言します。  
是正勧告を受けた時は、60日以内に必要なのは正などを福祉オンブズパーソンに報告します。  
**苦情の申し立て方法**  
市役所1階市民相談窓口、同2階生活福祉課、七生支所に備えつけの「苦情申立書」に必要な事項を記入し、福祉オンブズパーソンに提出してください。  
また、障害をお持ちの方や高齢者は、家族や代理人による申し立てや、FAX、点字等による申し立てができます。  
**福祉オンブズパーソン報告書**を閲覧できます  
今回まとめられた平成15年度福祉オンブズパーソン報告書は、市政図書室及び市内の各図書館で閲覧できます。  
以上、「問合せ先」生活福祉課福祉オンブズパーソン担当